

平成 28 年 8 月

農 地 部 会 議 事 録

坂 出 市 農 業 委 員 会

会 議 名	28年 8月 農地部会		
日 時	平成28年 8月19日	場 所	合同庁舎 4階 大会議室

氏 名	出 欠	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
会 長 18 平 田 正 幸	○	農地部会長 26 大 原 眞 路	○	事務局長 細 川 英 樹	○
会長職務代理 21 新 谷 豊 敏	欠	農政部会長 6 松 下 良 夫	△	事務局長補佐 藤 井 良 清	○
会長職務代理 29 中 村 康 男	○	農地部会長職務代理 20 大 西 和 男	○	次長 岡 崎 伸 一 郎	○
		農政部会長職務代理 25 梶 野 方 伯	欠	書記 田 路 幸 子	○

農 地 部 会

氏 名	出 欠
4 綾 野 英 晴	○
5 梶 野 和 幸	○
7 藤 井 正 和	○
8 吉 川 昭 男	○
9 大 久 保 久 雄	○
10 酒 本 修	○
12 町 川 博 俊	○
15 河 崎 正 一	○
16 楠 井 常 夫	○
24 猪 熊 重 敏	○
27 若 杉 輝 久	欠
31 小 原 邦 彦	○

19名中 16名出席

欠席届出 梶 野 方 伯

新 谷 豊 敏

遅刻届出 松 下 良 夫 9:08入室

議事日程

議案

第1号議案	農地法第3条許可申請	2件	田 畑	2,119.00 m ² 836.00 m ²
第2号議案	合意解約	6件	田 畑	9,983.00 m ² 0.00 m ²
第3号議案	農地法第4条許可申請	3件	田 畑	255.00 m ² 496.00 m ²
第4号議案	農地法第5条許可申請	8件	田 畑	2,387.24 m ² 164.00 m ²
第5号議案	非農地証明願	2件	田 畑	14.00 m ² 542.00 m ²
第6号議案	農地改良に係る届出	0件	田 畑	0.00 m ² 0.00 m ²
第7号議案	農用地利用集積計画書	15件	田 畑	31,943.00 m ² 7,478.00 m ²
第8号議案	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更	1件	田 畑	1,317.00 m ² 0.00 m ²
		合計	37件 田 畑	48,018.24 m ² 9,516.00 m ²

農 地 部 会 議 事 録

- 1 . 日 時 平成28年 8 月19日 (金) 午前 9時～
- 2 . 場 所 坂出合同庁舎 4階 大会議室
- 3 . 議 案 1) 農地法等許認可申請について
2) その他

細川事務局長

おはようございます。
定刻がまいりましたので、ただいまより8月の農地部会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計 37 件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

なお、本日は、19名中 15 名の出席を頂いており、本部会が成立していることをご報告いたします。

また、21番 新谷 会長職務代理、25番 梶野 農政部会長職務代理から欠席の連絡をいただいております。

さらに、6番 松下 農政部会長からは所要により若干遅れるとのご連絡をいただいております。

細川事務局長

審議に入ります前に、恐れ入りますが議案の訂正がございます。議案の2ページをお開きください。第1号議案が今月は 3件 上程されておりますが、3番の案件につきましては 申請人側の申し出により、案件から削除いたします。

続いて、議案の6ページをお開きください。第4号議案が 9件 上程されておりますが、この内1番につきましては 書類不備のため、今月の審議を延期し 書類が揃い次第 審議案件といたしますので、今月分の審議案件から削除いたします。

さらに7ページをお開きください。第4号議案の6番と7番につきましては、2件で1つの事業となっておりますが、地元関係者との協議を行った結果、公図の地図訂正などに伴い併せて利用する土地の一部について、地籍更正を行う必要性があり、それに伴い6番の併せて利用する土地の面積と、7番の併せて利用する土地の面積の訂正をお願いします。

以上の訂正に伴い、議案1ページの目次欄の 第1号議案 農地法第3条許可申請の件数 3件を 2件に、畑の面積 2,108㎡を 836㎡

細川事務局長

に訂正をお願いいたします。

また、第4号議案 農地法第5条許可申請につきましても 件数9件を8件に、田の面積 2,967.46㎡を 2,387.24㎡に訂正をお願いいたします。

先程申し上げました 合計件数 37件は、訂正後の件数になっております。

それでは、坂出市農業委員会部会会議規定第7条の規定により大原農地部会長に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

大原部会長

あらためて、おはようございます。

毎日暑い日が続いて雨を待つ日々ですが、予測できないということも大変かと思えます

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ早朝よりご出席をいただきまして、ありがとうございます。

さっそくではございますが、議事に移りたいと思います。

本日の署名委員を

8番 吉川 委員さんと

10番 酒本 委員さんの お二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、

4番 綾野 委員さん

5番 梶野 委員さん

15番 河崎 委員さんと 私で、昨日の8月18日(木)に実施しておりますので、のちほど現地調査の報告をお願いしたいと思います。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

大原部会長

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」2件を議題に供します。

なお、1番につきましては 町川委員さんが代表取締役になっている会社からの申請ですので、この審議が終了するまで、一時退室をお願いいたします。

町川委員退室

大原部会長 それでは審議を再開します。事務局の説明を求めます。

田路書記 それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」についてご説明いたします。

1番、…、面積 110㎡、外2筆 合計 1,589㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が、経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2番、…、面積 1,347㎡、外1筆 合計 1,366㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が、経営規模拡大により譲り受けるものであります。

3番につきましては、部会の冒頭に局長より説明があったとおり、
申請者より取下げの意向があったものでございます。

本日の案件、1番2番の2件につきまして譲受人については、農地の
耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第
3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長 ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案についてなにか
ご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」
2件につきましては、原案どおり承認とさせていただきます。

1号議案の審議が終わりましたので、町川委員さんの入室を認めます。

町川委員入室

大原部会長 続きまして、第2号議案「農地法第18条 合意解約」6件を議題に
供します。事務局の説明をお願いいたします。

田路書記 それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」について
ご説明申し上げます。

1番、…、面積 2,923㎡。【議案読み上げ】

田 路 書 記 2番、…、面積 888㎡、外1筆 合計 2,311㎡。【議案読み上げ】

3番、…、面積 706㎡、外2筆 合計 1,744㎡。【議案読み上げ】

4番、…、面積 373㎡。【議案読み上げ】

5番、…、面積 1,266㎡。【議案読み上げ】

6番、…、面積 1,347㎡、外1筆 合計 1,366㎡。【議案読み上げ】

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条
合意解約」6件 を受理し、処理してまいります。
続きまして、第3号議案「農地法第4条許可申請」3件を
議題に供します。
なお、3号議案の 3番 については、
現地調査を実施しておりますので、4番 綾野 委員 さんに、
現地調査の報告をお願いいたします。

[現 調 委 員] <現地調査報告>

綾 野 委 員 それでは、報告申し上げます。
3番、…、面積 45㎡、外2筆、合計 567.41㎡。【議案読み上げ】
無断転用の有無は、有り。
転用目的は、非農家の自己住宅の宅地拡張の用地です。
申請理由として、申請者の父親が昭和46年頃に宅地拡張として車庫
と納屋を、また、昭和51年頃には書道教室の建物を建築。そのため、
無断転用となっているものを解消するため。
農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。
周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切で
あり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。
土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。
その他としまして、無断転用による始末書の提出があります。

綾野委員 以上です。

大原部長 はい、ありがとうございます。
綾野委員 さんより現地調査の報告がありましたが、他の案件と併せまして事務局の補足説明がありましたらお願いします。

岡崎次長 それでは、第3号議案について説明いたします。
さきほど、綾野委員より現地調査のご報告をいただきました3番についてですが、この場所は県道 大屋富築港宇多津線(186号線)と県道 林田府中線(187号線)との交差点から南東に約200m、ハローズの交差点から南東に約200mのところに位置します。
3番についてはそれだけです。
それでは、1番から説明させていただきます。

1番、・・・、面積 96㎡、合計 414.80㎡。【議案読み上げ】
申請地は、川津町 字中塚で、坂出市と宇多津町との境界あたりで大東川に架かる津ノ郷橋より東南に約200mに位置します。
無断転用は、ありません。
転用目的は、共同住宅 1棟 2階建 99.46㎡を建築するものでございます。
申請理由としましては、申請者の将来的な安定収入を計ることを目的に、所有する土地の中から住環境、交通の便の良い本申請地に賃貸アパートの建築を計画したためであります。
農地の区分としましては、周辺の状況から第2種農地に該当します。周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われれます。
また、土地改良区意見書からも調整を了していると確認できます。

2番、・・・、面積 496㎡。【議案読み上げ】
申請地は、加茂町甲 字志福寺、綾川に架かる綾川橋の東側の土手沿いを北へ約150mに位置します。
無断転用は、ありません。
転用目的は、貸駐車場用地です。
申請理由としましては、申請地周辺にある会社から社員用駐車場が不足しているため、駐車場として貸してもらいたいとの要望があったため、造成し貸す予定であります。
農地の区分としましては、周辺の状況から第2種農地に該当します。周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適

岡崎次長 切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま
す。また、土地改良区意見書からも調整を了していると確認
できます。以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長 はい、ありがとうございました。
ただいま事務局の説明がありましたが、第3号議案につ
いて、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第4条許可申請」3件について、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することと致します。

大原部会長 続きまして第4号議案「農地法第5条許可申請」9件を議題に供します。

なお、2番案件につきましては町川委員さんが代表取締役となっている申請ですので、この審議が終了するまで、一時退室をお願いいたします。

町川委員退室

大原部会長 それでは審議を再開します。
第4号議案の2番・6番・7番・8番につきましては、現地調査を実施しておりますので5番 梶野委員さんに現地調査の報告を、お願いいたします。

[現調委員] <現地調査報告>

梶野委員 それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」の現地調査報告をさせていただきます。

2番、・・・、面積 164㎡、合計 676.39㎡。【議案読み上げ】
青海川がさぬき浜街道と交差した北側土手を北西方向、近くに町川うどんさんがありますが、そこからだいたい250mほど西に位置します。無断転用はあります。
転用目的は、申請地北側の宅地を外国人従業員の宿舎として取得契約を行った訳ですが、譲渡人が平成23年5月頃より申請地を駐車場、

進入路、作業場、法面保護用地として、というのは、土手の下約2mに土地がありまして、これの法面保護として無断転用を行っていたので、その解消を行い所有権移転するため申請を行ったものです。農地区分については、周辺の状況から第2種農地に該当します。周辺農地への影響については、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。無断転用につきましては、始末書が提出されております。

6番、・・・、面積 486㎡、外1筆、合計 1,343.11㎡。【議案読み上げ】さきほどありました第3号議案「農地法第4条許可申請」の3番の隣りで、場所は、さきほども説明がありましたハローズの南側に新しくガソリンスタンドが出来ましたが、そのガソリンスタンドから道を挟んで南側になります。県道 林田府中線、通称 産業道路と言うんですが、それから西に 50mくらい入ったところに位置します。

無断転用はあります。

これは、譲受人の奥さんが譲渡人の娘さんになります。

転用目的は、娘家族の分家住宅で、申請理由として、譲受人は現在二人とも丸亀市田村町の賃貸住宅に居住しているが、今回親の土地を使用貸借で借り受けマイホームを建築するために申請を行った案件です。

また、譲渡人も申請地の一部に昭和54年頃より車庫や納屋を建てており、その無断転用の解消も併せて申請を行った案件です。

農地区分としまして、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響については、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

無断転用につきましては、始末書が提出されております。

合計面積が、1,343.11㎡と大きいですが、許可基準の農家住宅で1,000㎡、分家住宅で500㎡以内、併せて1,500㎡以内に収まっており、利用率も許可基準である30パーセントを超えた41.5%となっております。

7番、・・・、面積 1.24㎡、合計 1,343.11㎡。【議案読み上げ】

申請地は、さきほどの7番と接続しております。

譲渡人は、さきほど第3号議案 農地法第4条許可申請の3番の申請人です。

これも、無断転用はあります。

梶 野 委 員

転用目的は、進入路用地で、申請理由は4号議案6番の申請を行うに当たり調べたところ、譲受人の曾祖父が大正時代から進入道路として利用していたところが譲渡人の所有農地と分かり、譲受人が単独で譲り受けて宅地の一部として利用するために同時申請を行った案件です。

農地区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響については、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと考えられ、土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

無断転用につきましては、始末書が提出されております。

8番、・・・、面積 255㎡、合計 423.42㎡。【議案読み上げ】

白峰中学校運動場の南側の道を挟んで、その南に約20mほどに位置しております。

これも、無断転用はあります。

転用目的は、非農家の自己住宅で、申請理由は、譲受人は現在二人とも綾歌郡綾川町の賃貸住宅に居住しており、両親の高齢化等により実家での同居も検討したが二世帯で住むには手狭なので、親の土地を使用貸借で借り受け住宅を建築するために申請を行ったものです。なお、申請地は平成27年10月に農地転用を受けて分譲住宅用地で売却した残地であり、譲渡人が昭和63年3月に分家住宅を建てる際に農地転用許可を受けていた敷地より南側に1.5mほど広く造成して無断転用の状況となっていたが、相続協議が整ったのが昨年末であり、さらに本年に入って息子夫婦の住宅建築の話が持ち上がったので是正が遅れてしまったということです。

農地区分としまして、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響につきましては、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと考えられ、土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

無断転用については、始末書が提出されております。

以上です。

藤井事務局長補佐

はい、ありがとうございました。

ただいま 梶野委員 さんより 現地調査の報告がございましたが、他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」について

ご説明をさせていただきます。

1番につきましては、議案訂正の際に局長より説明がありましたとおり、書類不備により審議が延期となりましたので、2番の案件から説明をさせていただきます。

2番の案件については、ほぼ梶野委員さんより現地調査報告をいただいた通りでございますが、譲渡人が建築しておりましたカーポートにつきまして、今後は駐輪場として利用したいという計画での申請でございます。

3番、・・・、面積 165㎡。【議案読み上げ】

場所は、県道33号線の府中町前谷に架かる陸橋の手前から北西に延びる道路を 約100m入り、Y字路を北方向へ 約60mのところ position しており、無断転用はありません。

転用目的は、分家住宅。

申請理由として、譲受人の一家は現在両親や祖母と同居しているが、子供の成長に伴い住まいが手狭になってきた。また、今後も両親の面倒を見ながら農業の補助を行うため、祖母が実家の近くで所有している農地を使用貸借で借り受けて分家住宅を建築するため申請を行ったということです。

農地区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

4番、・・・、面積 629㎡、外2筆、合計 747㎡。【議案読み上げ】

場所は、林田町港自治会館の南東 約100mに位置します。

無断転用はありません。

転用目的は、非農家の自己住宅用地とその進入路。

申請理由として、譲受人は現在アパートに居住しているが、子供の成長に伴い手狭となり、また、両親の老後の世話などもあるので、実家に隣接する申請地を譲ってもらい住宅を建築するため申請を行った案件です。また、進入路部分については譲渡人の所有分である持分2分の1については譲ってもらうことが出来たが、奥の農地を耕作している所有者の持分については、今後も耕作を続けるために必要であるということで譲ってもらうことは出来なかったが、進入路として利用することの同意は得られた。

藤井事務局長補佐

農地の区分は、旧市街化区域で第3種農地に該当し、用途地域は第1種住居地域です。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われれます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

非農家の自己住宅の転用で合計転用面積が500㎡を超える案件であるが、住宅やカーポートを建築して県の許可基準である30%以上の利用率を満たしている。

また、進入路用地については、共有者の転用同意書を添付していただいております。

続いて7ページをお開きください。

5番、・・・、面積 448㎡、合計 485.14㎡。【議案読み上げ】

場所は、城山川に架かる北山橋から南西に約180m、西は併せて利用する土地を介して県道 城山川津線に接する位置。

無断転用はありません。

転用目的は、非農家の自己住宅用地。

申請理由として、譲受人は現在大屋富町の賃貸住宅に居住しているが、夫婦共働きであり、子供が保育所に通い始めたのを機に両親にも子育ての手伝いをしてもらうため実家の横の農地を譲ってもらい住宅を建築するため申請を行ったということです。

農地区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われれます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

この案件は、7月に行われた農地部会の第3号議案 農地法第4条許可申請の3番と第4号議案 農地法第5条許可申請の5番に関連しており、5条申請での譲受人が今回の譲受人の父親であります。

6番、7番については、さきほど梶野委員より現地調査報告をいただいたとおりでございますが、併せ利用地である水路の用途廃止につきましては現在財産管理者と協議中であることを申し添えておきます。

続いて8番につきましては、さきほど梶野委員より現地調査報告をいただいたとおりでございます。

藤井事務局長補佐 9番、・・・、面積 265㎡、合計 412.49㎡。【議案読み上げ】
場所は市立南部保育所の南側、約100m に位置しており、無断
転用はありません。
転用目的は、非農家の自己住宅用地。
申請理由として、譲受人は現在丸亀市綾歌町でアパート住まいを
しているが、今回申請地を夫婦で譲り受けてマイホームを建築する
ため申請を行ったということです。
農地の区分は、旧市街化区域で第3種農地に該当し、用途地域は
第2種住居地域です。
周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切
であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。
土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長 はい、ありがとうございました。
事務局の説明がありましたが、第4号議案について、なにかご意見
・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可
申請」8件につきまして、原案通り承認し、委員会の意見書を添付
して県へ進達することといたします。

審議が終わりましたので、町川委員さんの入室を認めます。

町川委員入室

大原部会長 続きまして、第5号議案「非農地証明願」2件を議題に供します。
なお、第5号議案については 現地調査を実施しておりますので
4番 綾野委員 さんに現地調査の報告をお願いいたします。

[現 調 委 員] <現地調査報告>
綾野委員 それでは、第5号議案「非農地証明願」について、報告いた
します。

綾野委員 1番、・・・、面積 433㎡、外1筆、合計 542㎡。【議案読み上げ】

綾野委員 場所は、大屋富公民館から北東に約250mに位置します。
申請理由として、農地法施行前に建物を建築し宅地として利用していたため。
その他として、周辺関係者である地元農業委員からの確認書の提出があります。

2番、・・・、面積 14㎡。【議案読み上げ】

場所は、城山川に架かる北山橋から南西に約180mに位置します。
申請理由として、以前より農道として利用していたためです。

以上です。

大原部会長 はい、ありがとうございました。
ただいま、綾野委員さんより現地調査の報告がありましたが、事務局の補足説明があればお願いします。

岡崎次長 それでは、第5号議案「非農地証明願」について説明いたします。現地調査の結果につきましては、さきほどの綾野委員さんより報告いただいたとおりでございますが、補足としましては1番については、農地法施行以前から建物が建っていたということで非農地として利用していたことを証明するものとしましては、古い航空写真でありますとか、建物の登記をしているというものとかになるかと思いますが、今回の場合はさきほど報告にもありましたが、周辺に住んでおられる地元の農業委員さんから確認書の提出があるということで、間違いのないであろうと考えております。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

大原部会長 はい、ただいま事務局より補足説明がありましたが、第5号議案につきまして、なにかご意見・ご質問がありましたらお願いします。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第5号議案「非農地証明願」2件について、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

大原部会長 続きまして、第7号議案「農用地利用集積計画書」15件を議題に供します。事務局に、第7号議案の説明を求めます。

藤井事務局長補佐

農地区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。
造成が既にされておりますので、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響はないものと思われます。
土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。
その他としまして、本案件については、本来住宅を建築して譲り渡す分譲住宅で許可を受けているにもかかわらず、土地だけを所有権移転し住宅を建築していない理由について、取得者が娘さんの住宅を建築する予定だったが娘さんの仕事の都合で早期に建築出来ていないという事情と、今後はこのような事が無いよう許可条件を遵守するという顛末書兼誓約書の添付をいただいております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長

事務局の説明がございましたが、第8号議案についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原部会長

特にご異議もないようですので、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」1件について、原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

大原部会長

以上で、本日の農地法等許認可申請の審議を終了します。
何か質問はないですか。

各委員

【特になし】の声あり

大原部会長

それでは、これをもちまして8月の農地部会を閉会致します。
長時間に亘りご審議いただき、ありがとうございました。

(9時50分閉会)